

平成19年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年12月19日

午前9時50分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (1名)

13番 里川宜志子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 峯川敏明

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸

観光産業課長	佃 田 眞 規	都市整備課長	藤 川 岳 志
都市整備課参事	今 西 弘 至	教委総務課長	野 崎 一 也
生涯学習課長	清 水 修 一	上下水道部長	谷 口 裕 司
上水道課長	植 嶋 滋 継		

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算常任委員長報告について
- 日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 9 号 奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための  
施策の実施を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 10 号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書につい  
て
- 追加日程 3. 発議第 11 号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に  
従事する者の確保を図るための措置に関する基本的  
な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書  
について
- 追加日程 4. 発議第 12 号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書  
について
- 追加日程 5. 発議第 13 号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例につい  
て
- 追加日程 6. 発議第 14 号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時50分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、里川議員から欠席の通告を受けています。

よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月10日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

まず、本会議からの付託議案であります陳情第6号 公共下水道についての陳情書について、初めに陳情文書表を事務局より朗読の後、委員よりご意見をお聞きしたところ、何点か質疑がありました。

まず、1点目。陳情書の中で、「平成14年12月に制定された下水道工事に関する条例等について、当時多くの討論がされた結果、全議員満場一致により制定された」と書かれている。その時の経緯について質疑があり、理事者から、平成14年3月議会中の委員会で供用開始までの作業予定を説明。その後、5月、6月、8月、9月の委員会において下水道使用料金及び加入負担金、排水の合流方式、使用料金の算出根拠、浄化槽の利用方法、財政計画、収支計画、改造費用、工事店等について議論があり、その後、平成14年12月20日、第5回定例会最終日に満場一致により議決されました。

2点目。この陳情書が出されている前提が違う。排水設備工事店の制度を廃止する目的で陳情・署名が行われているのではない。下水道の署名活動によって住民の方々が下水道本管に接続されていないようなことを書かれている。地元説明会では、本管、公共枡、排水設備工事や下水道料金等受益者負担について説明を受けている。しかし、実際工事をすると色々不満等があり、納得出来ない。矛盾点をわかって陳情・署名活動をしているので、この陳情書に書いているような、この活動によって排水設備工事が止まったの

ではないとの意見がありました。

3点目。排水設備指定制度の認定基準と制度を適用しなかった場合についての質疑があり、理事者より、排水設備工事については、専門的な技術を持ち、町の監督のもとで技術的な基準を熟知している工事業者をあらかじめ定めています。その指定の基準については、町の監督と住民からの連絡が円滑に行えるよう法令を遵守し、排水設備工事を適切に設計、施工するための責任技術者の専属を義務づける等の基準です。また、認定制度を適用しなかった場合、業者の把握が出来ない。接続工事費や施工・維持管理上のトラブルに対処出来なくなり、悪徳な訪問セールスなどの詐欺行為によるトラブルがふえ、住民の方々に不便やご迷惑をおかけすることになります。

4点目。排水設備工事指定の法的根拠について質疑があり、理事者より、法に基づき制定された排水設備指定工事店制度は、下水道法第25条に「下水道法又は下水道法に基づく命令で定めるほか、公共下水道の設置その他管理に関して必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める」となっている。これを受け、国から標準下水道条例が示され、指定工事店に関して提示されている。多くの市町村が、従来規則のみにおいて定めており、地方自治法第14条の趣旨を踏まえ、排水設備指定工事店に関して条例の中に定めることとした。

当町において、下水道法及び地方自治法に基づき、排水設備指定工事店制度を斑鳩町下水道条例第8条において、「排水設備等の新設等設計及び工事は規則で定めるところにより町長が指定した者（いわゆる排水設備工事指定店）の管理のもとでなければ施工してはならない」と定義されている。これは、工事を依頼された住民を保護するためのものであり、また住民が安心して公共下水道に接続していただけることを目的としたものです。

5点目。排水設備工事指定の業者を選ぶ時、条例により2万円の手数料を取っている。業者は、その分を消費者に上乗せして工事にかかっている。別に無料でもいいのではないかと質疑に対し、理事者より、登録手数料については、技術的審査等も踏まえて手数料としていただき証明書を発行している。また、消費者に上乗せて請求することはない。

6点目。下水道加入負担金の算出根拠について質疑があり、理事者より、平成3年から平成13年までの下水道整備事業は約83億円となり、そのうち一般財源23億5,000万円、工事に要する7億7,000万円を基本として1戸当たり負担額を試算す

ると16万円となり、負担額が多いことから、財政計画、財政推計等を考察した結果、1戸あたり10万円の負担となった。

7点目。排水設備指定工事店制度は、全国でどれぐらい取り入れられているのか。また、県下で一番高い料金について質疑があり、理事者より、下水道を執行している団体の99%が執行している。下水道料金については、大和高田市、橿原市、安堵町、明日香村、下市町、上牧町、平群町については、1立方メートル当たり120円となっている。また、単独で処理場を持つ天川村においては、1立方メートル当たり130円となっている等の答弁がありました。

まとめに入る前に再度この陳情書の総括的なご意見をお聞きしたところ、各委員より、この陳情書の一番趣旨である排水設備指定工事店制度の廃止を目的とした陳情という前提が間違っている。このことについて結論を出すことでない。陳情書の内容が理解出来ないとのご意見がありました。

次に、住民の混乱が広がる中、なるべく早い時期に一定の結論を出し、住民の皆さんに納得のいくよう説明をする必要がある。

また、下水道加入負担金、料金について制定された内容は納得出来る。下水道工事については、公平になるような考えで進むべきである。陳情書に書いてある指定業者の廃止とかで弊害が出ているような判断が出来る。

次に、排水設備指定工事店制度は、このまま続行しないと、トラブルが起きれば住民みずから処理しなければならない。また、下水道事業に経費がかかる中で、受益者負担は必要であり、下水道負担金、使用料金については妥当である。

続いて、排水設備指定工事店制度の廃止でないことは理解出来たが、今後このようなことのないよう町として住民の方に細かく説明をする必要があるとのご意見をいただきました。

各委員一定の質疑終結後、暫時休憩し取りまとめを行い、再開後取りまとめの結果についてご報告をいたしました。

その内容は、公共下水道についての陳情書に対する建設水道常任委員会の見解について、このたび、斑鳩町排水設備指定工事事業者組合組合長である勝間設備工業の勝間隆氏から「公共下水道についての陳情書」をいただきました。この陳情について、建設水道常任委員会より見解を申し上げます。

公共下水道事業は、ご存じのように、快適な住環境を築き公衆衛生を向上させると共

に、河川等公共水域の水質保全を図るための重要な事業です。斑鳩町議会の建設水道常任委員会は、下水道条例関係について、平成14年3月定例会から平成14年12月の定例会まで審議を行い、条例上程の直前に全員協議会を開催し、斑鳩町下水道条例について審議した後、全議員が満場一致で議決いたしました。ご心配されている斑鳩町排水設備指定店制度については、公共下水道への接続するための専門的な技術と資格を持ち、公共下水道への重要な役割を果たす必要不可欠なものであると認識しています。

平成17年4月から一部地域で供用開始し、その後下水道工事整備が進む中、公共下水道に対するご理解とご協力を得るため、啓発等の周知を行ってまいりました。今後も、平成14年12月に制定された斑鳩町下水道条例に基づき、公共下水道の普及向上のため、住民の方への周知を行い、安心して公共下水道の接続工事が出来るよう、またご利用いただけるよう全力で取り組んでまいります。

各委員より、取りまとめの後意見をお聞きしたところ、初めに、この見解については異議を申し上げる。陳情にあるような排水設備指定店の廃止を言っているものではない。町民の皆さんが下水道に接続されていないのは、平成17年から住民皆さんが自主的にやめられている。署名活動は、住民の皆さん方の意見を聞いて調査した結果である。下水道負担金10万円は、住民の不満の中で、仮に廃止しても、事業費の落札率を下げる努力をするだけで財源は十分賄える。よって、下水道条例の一部改正を求める立場で、この見解について反対との意見がありました。

次に、公共下水道事業に対して混乱が起きている状況の中で、もう一度住民の皆さんに徹底的に説明する必要がある。この見解については異議なしとの意見がありました。

次に、行政側から10万円の負担金と下水道使用料金について住民の方に詳しく説明し推進する必要がある。この見解については異議なしとの意見がありました。

続いて、今後、広報、出前講座等で十分理解していただけるよう徹底することが必要である。この見解については異議なしとの意見がありました。

以上、各委員の方にご意見を伺ったところ、賛否がありましたが、委員長報告の中でその内容を報告させていただくとのことでまとめましたので、報告をさせていただきました。

以上、公共下水道についての陳情書に対する報告とさせていただきます。

続いて、継続審査案件であります都市整備基盤整備事業に関することについてを審査いたしました。

初めに、1. 公共下水道事業について理事者の報告を求めたところ、工事進捗状況について、西の山地区と夕陽ヶ丘地区の施工については、ほぼ舗装の本復旧が完了し、12月14日に工事を完了する予定をしている。また、その他工事については、事前委員会で報告した内容から特段変化がない。今後、年末年始の長期の休工となるため、現在稼働している工区については、現場と現場周辺の安全対策の徹底、緊急時の対応について再度業者とも確認をしておくとの報告がありました。

委員より、現場で工事変更があった場合における行政側の対処について、理事者から、例えば現場で試掘した状態で地下埋設物が想定していた状況と違った場合、十分設計の中身を検討した中で設計変更として対応する形で進めている。また、仮に精査した中で契約の金額がオーバーする状況となった場合、変更契約の対象として進めるとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け了承することといたしました。

2. 都市計画道路の整備促進に関することについて理事者の報告を求めたところ、初めに、いかるがパークウェイについて、岩瀬橋橋梁下部工事が11月26日に竜田川右岸の公園敷地において、橋台工事の準備作業として、工事影響範囲の樹木の移植に着手している。また、稲葉車瀬地区の埋蔵文化財の発掘調査については、現在も調査が進められている。次に、五百井、興留区間については、12月15日・16日に、土地の所有者の方々や地元関係団体の皆様方にご協力をいただき、土地境界確認のための現地立ち会いを実施する予定となっている。次に、岩瀬橋から三室交差点間の道路構造の検討並びに県道大和高田斑鳩線との交差点の計画については、現在国において検討を進めているとの報告があり、委員より、環境に対する影響について質疑があり、理事者より、騒音、振動、大気汚染については、環境保全目標があり、地域によっては基準値等が定められている。現在、事業の進捗している小吉田、稲葉車瀬区間においては、今の道路構造の中で十分に対応出来、それ以外の部分についても、今後の道路構造を計画、検討する中で必要に応じて対処されていきます。委員より、計画の段階で数値が予測出来るのではとの質問に対し、一部道路構造、縦断勾配等が決まった段階で検討され、数値が出てくるとの答弁がありました。

続いて、他の委員より、環境影響調査を正確にしてもらわなければ、地区の人たちは、騒音、排ガス、粉塵、大気汚染の問題で不安に思っているとの質問に対し、今後住民の皆様と十分に協議をしますとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け了承することといたしました。

3、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めたところ、前回委員会で報告した後、主だった進展はないが、シェルターの設置については12月3日より西側部分を施工。また、広場北側歩道の施工については、西から約半分程度までの歩道整備が終了の予定で進めているとの報告がありました。

本件については、委員会として説明を受け了承することといたしました。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について。

まず初めに、(1)議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について説明がありました。委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

次に、(2)議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明がありました。委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

続いて、(3)議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について説明がありました。委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

次に、(4)斑鳩町観光自動車駐車場の使用料減免措置について、理事者より説明を受けました。その内容は、1、道路交通法に規定する緊急自動車と町長の指示により、非常災害時の活動するために使用する自動車については、現行どおり無料。2、法隆寺iセンター利用者が乗用車を駐車される場合は、現行は無料としていたところを100円を徴収。ただし、観光案内やホールの使用申し込みの場合は除く。3、町内各種団体等が研修会などでバス等の乗降場所として使用される場合は、現行どおり無料となりますが、乗ってこられた乗用車を駐車されて研修会等に行かれる場合には、現行は無料としていましたが、通常の駐車場料金600円を徴収。4、公共機関からの減免要請による場合は、現行どおり無料。5、観光ボランティア活動により使用される場合は、月1台1,000円とする。以上、来年度より実施したいとの報告があり、各委員より意見があり、特に観光ボランティア活動により使用された場合の月1台1,000円については、理事者より、観光協会とよくすり合わせしながら対応していくとの答弁があり、次回3月定例会前の事前委員会で提示していただくということで確認しました。



以上、各課報告事項については、報告を受けたということで終わりました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、いかるがホール前の歩道上で中学生がコンクリートの車止めに当たり事故を起こした問題について、いかるがホールの方から事故の連絡があり、管理者の土木事務所に伝え、事務所の方で検討し、早急に対応してもらおうようお願いしていきたいとの報告がありました。

次に、白水堂裏の町道の件におけるその後の対処については、今後スムーズな対応をお願いしたいとの意見がありました。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員会副委員長の審査結果報告を求めます。12番、辻副委員長。

○厚生常任副委員長（辻 善次君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

今回の報告に当たっては、里川委員長においては体調がすぐれないことから、去る12月12日の厚生常任委員会に欠席されましたので、私・副委員長よりその概要をご報告させていただきます。

まず、本会議からの付託議案であります議案第54号 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とし、担当課長から説明を求めたところ、前回の委員会での報告では、平成20年1月1日からの取り扱い期間であったが、郵便局からの申し出により4月1日に変更した以外前回の報告どおりとの説明を受け、各委員に質疑を求めたところ、特に意見もなく、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書についてを議題とし、事務局から陳情文書表の朗読後、各委員に意見を求めたところ、意見書のモデル中、「静岡方式の導入など潜在看護師の再就業支援策の抜本

的見直すこと。また、再就業ならびに離職予防のため、院内保育所の拡充をすすめること」の静岡方式の内容について委員から質問があり、病院派遣型再就業研修の受講枠の拡大、再就業支援を拡大することや看護職員の生活や就業の相談に乗る就業相談指導員の配置といった答弁がされたところであります。

陳情第4号については、当委員会の発議により意見書を最終日に提案することとし、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。本日意見書を提出しておりますので、議員皆様にはご賛同よろしくお願いいたします。

次に、陳情第5号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書についてを議題とし、事務局から陳情文書表の朗読後、各委員に意見を求めたところ、奈良県の医師の報酬は全国42番ぐらいと低く、医師が県外に流れていくことについて、町として国や県にどのように働きかけているのかとの質問に対し、町長より、医師の確保そのものが非常に難しい状況もあるが、医師の報酬引き上げなど県に対して要望を行っていききたいとのことでありました。

陳情第5号については、当委員会の発議により意見書を最終日に提案することとし、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。本日意見書を提出しておりますので、議員皆様方にはご賛同をよろしくお願いいたします。

次に、陳情第7号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情についてを議題とし、事務局から陳情文書表の朗読後、各委員に意見を求めたところ、陳情書の「払える患者自己負担にすること」の内容等も含めて慎重に議論がされましたが、陳情書に書かれている内容を具体的に実現しようとするれば、相当の問題が生じることが予想されますことから、今回一応不採択とし、今後とも意見書の内容につきまして研究していくことで、陳情第7号については、当委員会として満場一致で不採択と決しました。

次に、要請第3号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書採択のお願いについてを議題とし、事務局から要請文書表の朗読後、各委員に意見を求めたところ、特段の意見もなく、要請第3号については、当委員会の発議により意見書を最終日に提案することとし、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。本日意見書を提出しておりますので、議員皆様にはご賛同よろしくお願いいたします。

次に、継続審査案件についてを議題とし、（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについて、担当課長から、1階の柱、壁等の鉄筋、型枠工事で、12月18日から1階西側部分のコンクリート打設の予定で、安全に十分配慮しながら実施することとあります。12月8日現在の工事の進捗率は23%で、機械、電気設備工事では、スリーブ管やカラ配管等を行っており、平成20年5月28日完成を目指し概ね順調に進んでいるとのこととあります。

一方、施設の運営につきましては、完成後多くの町民の方に公平かつ適正に利用していただくため、斑鳩町（仮称）総合福祉会館運営会議設置要綱を策定、施行し、健康・福祉関係団体に委員の推薦をお願いし、13名の委員により12月10日に運営会議を開催し、会館の管理運営及び愛称募集について協議され、その内容については、開館日では祝日を除く月曜日から土曜日で、ただし土曜日については2階会議室等の貸し館だけで、日曜・祝日・年末年始を全館休館日とすること、各フロアの開設時間及び貸し館の使用料等について説明がありました。今年度内に運営会議をさらに2回程度開催するとの報告がありました。

委員からは、（仮称）総合福祉会館の内容の住民周知について、既存施設にない施設について、喫茶コーナーの運営について、機能回復訓練について、日曜日を閉館することについて、使用料の積算根拠、男女共同参画時代での運営会議委員の男女の割合、足湯の開館時間等の質疑があり、理事者から一定の答弁がされ、質疑を終結し、建設中の（仮称）総合福祉会館の現地調査について委員にお諮りしたところ、現在コンクリート工事中で、まだ建物内部に入っただけの調査は難しいと思うことから、現地調査の時期については正副委員長に一任することで、継続審査については一定の審議をして終わりました。

次に、各課報告事項の1として、後期高齢者医療の制度について、担当課長より、広域連合議会で決められた平成20年度及び21年度の保険料率等により5例のケース別の負担について説明を受け、委員より特段の意見もなく、報告を受けたこととし、次に報告事項の2として、ごみ収集業務の一部委託について、担当課長より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、ごみ収集車の運転業務を委託したい旨の報告があり、委員より、業者からのごみの持ち込みについて、特別措置法について、委託内容について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がされ、質疑を終結し、報告事項についての審査を終わりました。

その他についてお諮りしたところ、委員より質疑もなく終わりました。

最後に、引き続き当委員会として、（仮称）総合福祉会館の整備運営に関することについて、継続審査案件としての手続を議長に申し出ていますことを申し上げまして、私の厚生常任委員会の報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、会議録をご覧いただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月11日全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、平成19年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われたことにより、これに準じて当町職員の給与改定を行うもので、内容としては、給料表の3級以下の若年層に限定した給料月額引き上げ、期末勤勉手当を4.45カ月から4.5カ月に引き上げ、扶養手当を6,000円から6,500円に引き上げるものとの説明を受けました。

委員より、臨時職員の期末勤勉手当について、当初は3カ月あったものが今年度は1.5カ月、来年度は1カ月になると聞いているが、臨時職員の方も働きやすい職場となるよう処遇改善をしていただきたいとの要望がありました。また、職員の勤務評定について来年度は計画されるのかとの質疑があり、理事者より、勤務評定については現在も行っているが、勤務評定の抜本的な改革を行いたいということで、現在その改革に向け検討中であるとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、町立幼稚園の保育料等は、平成12年度から5,700円で据え置き、入園料は徴収していなかったが、行財政改革の一環として、受益と負担の適

正化を図る観点から、近隣市町村の状況及び地方交付税の単位費用を参考に見直しを行い、平成20年度から保育料を5,700円から6,100円に改定すると共に、入園料を新たに5,000円徴収することから条例の一部を改正するものであるとの説明を受けました。

委員より、保育料の改定について、過去総務委員会において取りまとめをされたことはなかったのかとの質疑があり、理事者より、平成9年度及び平成12年度の改定時に総務委員会において集約をされ、審議結果を出された経過があり、内容につきましては、1点目に、保育料改定の基本的な考え方として、地方交付税（単位費用）に近づけるとい手法に合理性がある。2点目に、県内公立幼稚園の保育料調べにおける中間5段階を参考にしながら、改定額を検討することが妥当と考える。3点目に、平成9年度保育料改定後は3年ごとにその状況を判断して、保育料の見直し額について検討することが望ましい。4点目に、斑鳩町立幼稚園の保育料の改定に当たっては、幼稚園の保育時間等保育内容の充実を図ることを強く求めるといった審査結果が出ており、そういったことを参考に改定を行ったとの答弁がありました。

また、委員より、4点目の保育時間と保育の内容の充実についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、今回の料金改定に当たり、平成20年度からは3歳児から5歳児までの保育時間を統一し、保育時間をおのおの30分延長し、水曜日は午前8時30分から正午まで、月、火、木、金については午前8時30分から午後3時までの保育時間で行ってきたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 奈良県市町村会館管理組合の解散について、議案第50号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、議案第51号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議案第52号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議案第53号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加については、3組合の統廃合に係る案件でありますので、5議案を一括議題として説明を受けることといたしました。

理事者より、これら5議案については、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合」及び「奈良県市町村職員退職手当組合」の運営に係

る事務を合理化し効率的に処理するため、平成20年4月1日をもって「奈良県市町村総合事務組合」として事務及び財産を継承するものであるとの説明を受けました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決するものと決しました。

次に、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、史跡藤ノ木古墳の整備について、墳丘周辺のサザンカやサツキ等の植栽工が終わり張り芝工の準備をしている。年内に植栽工はすべて完了するとの説明を受けました。

委員から、文化財活用センターの外構工事費について、現在のアスファルトや浄化槽等の撤去費は外構工事費に含まれているのか、また国宝級展示のあり方及び斑鳩の観光との連携について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、各課報告事項として、議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、理事者より、当委員会所管に係る歳入歳出の補正予算として、歳入では私立幼稚園就園奨励費補助金増額の補正、歳出では人事異動に伴う人件費や人事院勧告による給料表、手当等の改定に伴う補正、通学路の安全確保のための転落防止柵設置費用の補正等であるとの報告がありました。

委員より、幼稚園就園奨励補助金の対象者について質疑があり、理事者より、当初予算では142人の認定者を見込んでいたが、最終22人の増で164人となり、今回191万7,000円の増額補正をお願いするものであるとの答弁がありました。

次に、斑鳩町マイクロバスの廃止について、理事者より、現在町が所有しているマイクロバスは購入後13年が経過しており、買いかえ等について検討したが、運行回数が1カ月当たり3回程度となっており、高額な維持費がかかることから、平成20年4月1日より運行を廃止し、財政健全化の一環としてマイクロバスを公売していきたい。また、マイクロバス運行廃止に伴う対応としては、必要性を精査し、各担当課で予算計上をしていきたいとの報告がありました。

次に、放課後子どもプランについて、理事者より、子どもたちが地域の中で放課後や週末などに、安全で安心して心豊かに育まれるよう、小学校の空き教室、体育館等を利用して実施するもので、この実施に当たり各小学校でアンケートを実施し、その結果を踏まえて平成20年度で一定期間試行的に実施するとの報告がありました。

委員より、アンケートの回収率について、子ども教室で希望する種目について等の質

疑があり、理事者より、一定の答弁がありました。また、参加希望者が全員参加するのが可能なのかとの質疑があり、理事者より、各小学校で高学年、4年・5年・6年生を対象に40名を定員として試行していきたいとの答弁がありました。

最後に、当委員会として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて及び委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員会の審査結果について報告をいたします。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、12月13日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

まず初めに、付託議案として本会議から付託を受けました議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出予算の総額に185万5,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、通学路整備の優先順位について質疑があり、理事者より、毎年教育委員会の方で行っていただいている通学路の安全点検によって指摘された危険箇所を、地元要望も加味しながら危険度の高いところから優先して改善しているとの答弁がなされました。

また、幼稚園の就園状況について、幼稚園と保育園の格差について、さらに幼保一元化の動きについて質疑があり、理事者より、町立幼稚園の就園状況は、昨年と比較してもさほど差はない。また、格差についても、担当省庁が違い目的等も異なるが、格差はないと思っている。さらに、幼保一元化については、一部では試行的にやっているところもあるが、一遍に進んでいくというような状況ではないとの答弁がなされました。また、来年度の幼稚園児募集の際に値上がりするという説明はされているのかとの質疑が

あり、理事者より、8月に園児の募集をした際には、幾らとは言っていないが来年度に金額の変更があるということは伝えている。さらに、議会で議決された後、明確に金額についても保護者に説明し理解を得ていきたいとの答弁がなされました。

また、委員より、通学路の安全対策として柵を設置する際の高低差等の基準について質疑があり、理事者より、はっきりとした基準はない、現場を見て判断している。要望された箇所すべてを改善することは出来ないが、条件が整ったところから改善していくとの答弁があり、委員から、町で出来ることは最大限の努力をしてほしいとの要望がありました。

また、図書館管理費と図書館の人員配置体制について質疑があり、理事者より、管理費については、職員の育児休業が延長となった分の費用である。さらに、人員配置体制については、1日5人の体制であるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、人事院勧告に伴う人件費や高齢者の医療制度改正の見直しによる高齢受給者証の再発行、また奈良県国民健康保険連合会とレセプトや特定健診の情報交換を行うネットワークの構築に係る費用など歳入歳出の総額にそれぞれ37万3,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、高齢受給者証の発行はいつごろになるのか、また高齢受給者証発行に係る予算は幾らかとの質疑があり、理事者より、受給者証の発行は3月中までに対象者に届くよう対応したい、また発行にかかる経費は、印刷製本費と郵送料を合わせて15万8,000円であり、この経費について国から交付される調整交付金の対象になるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、老人保健法の規定に基づく国、県、市町村の負担として歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,300万3,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、当初予算より1億6,300万3,000円追加と大きな金額になっているが、こういった要因があるのか、また薬価基準についての質疑があり、理事者より、疾病別等の分析はまだ出来ていないが、今回は通院と訪問



看護の金額がふえており、通院については件数や日数はふえていないので、1人当たりの金額がふえている。また、診療報酬については、昨年4月に若干下がっており、1レセプトの1人1カ月当たりの診療内容が濃くなっていると考えられるとの答弁がなされました。

さらに、委員より、来年度に向けての健康増進策について質疑があり、理事者より、来年度から特定健診に移行するが、現在特定健診等の実施計画を策定中であり、5年後にメタボリックシンドロームの患者及び予備軍を10%減らすという目標を立てて保健事業を展開するとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費として歳入歳出にそれぞれ186万1,000円の減額を行うというもので、担当部長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、業務がふえているが職員数は適正に配置されているかとの質疑があり、理事者より、現在の人員で対処しているとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費として歳入歳出にそれぞれ113万5,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費として収益的支出の水道事業費用から83万2,000円の減額を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、特殊勤務手当について質疑があり、理事者より、臨時職員が24時間体制で上水の管理をしており、その勤務している3名の夜勤手当であるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきも

のと決しました。

以上が、本会議から付託を受けました議案に対する審議の内容であります。

次に、その他についてですが、前回の委員会で報告のあった公用車の事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告に関して、委員の質問に対する答弁の申し入れがありましたので、申し出をお受けし、報告を求めたところ、担当部長より、人身事故に係る損害賠償額の内訳は、保険会社から公表を差し控えるよう申し出があったので公表出来なかった件について、保険会社である財団法人全国自治協会自動車損害共済に確認したところ、根拠となる規範等はなく、損害賠償額の内訳について公表を差し控える理由として、人身事故の損害賠償金については、治療費のほかに通院のための交通費や慰謝料等が含まれるが、慰謝料については、怪我の程度によって相手方との交渉によって決まるものであり、それを公表することによって、将来類似する他の人身事故が起こった場合の示談交渉での慰謝料の決定について影響することが懸念されるため、示談が公正かつ円滑に成立出来るように公表を差し控えていただきたいとの返事であったとの報告がありました。委員からは、被害者のプライバシーではなく、保険会社の都合であるのかとの質疑があり、理事者より、そうであるとの答弁がなされました。

また、委員より、ごみ収集職員への講習について意見がありました。ここで、前回の私が行いました委員長報告の中で、ごみ収集職員に対する講習について、理事者の答弁が講習会は今回だけに限るという内容の報告をいたしました。副町長より、講習会は今回だけに限らず定期的に行っていく旨の答弁がなされており、その報告が抜け落ちていましたので、おわびし、今回の報告の中で補てんさせていただきたいと思います。

また、委員より、原油高騰の影響について質疑があり、理事者より、節約に心がけ、国や県の対応も見ながら今後対応していきたいとの答弁がなされました。

さらに、委員より、今回交通安全費で計上されている三代川堤防の防止柵については県の行政ではないかとの質疑があり、理事者より、県の河川管理のもとで河川占用の許可を得て実施するとの答弁がなされました。

また、公用車の入札について質疑があり、理事者より、12月13日現在で、町長車と議長車に対してそれぞれ2名の申し込みがあるとの答弁がなされました。さらに、新たに購入した公用車について質疑があり、理事者より、今回、町長車、議長車を廃止すると公用車が足らなくなるので、各担当課や教育長、副町長、町長も共通して使うということで1台は必要であるとの結論から、経費のかからないリッター10から12キロ

ぐらいの普通乗用車を購入した。また、購入費用については、カローラ本体の価格として、消費税込みで112万2,500円、経費として、手数料が5万3,630円、自賠責保険料が3万1,880円、自動車重量税が3万7,800円、合計で124万5,810円である。購入方法は、町の自動車協会の代表に相談して購入したとの答弁がなされました。さらに、具体的にどこで購入したのかとの質疑に対し、上田モータースであるとの答弁がなされました。さらに、新車については指名競争入札を行っているが、これまでも、新古車、中古車については仕様自体を決めることが出来ないのも、町の希望価格に合うものがあればどの業者でも買うということで対応してきたとの答弁がなされました。

また、委員より、マイクロバスを廃止することについても質疑があり、理事者より、車検が来年の7月までなので、インターネット等も活用して車検のある間に早く競売にかけたいとの答弁がなされました。

以上が、その他についての審査でございます。

なお、閉会中の継続調査については、議長に申し出をしております。

以上が、開会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

小城町長は、提案説明の中で、「保護者の経済的負担を軽減するため、保育料は平成12年度から今年度まで月額5,700円で据え置き、入園料は徴収しなかったが、行財政改革の取り組みの中で、受益と負担の適正化を図る観点から、保育料及び入園料について、近隣市町村の状況及び地方交付税の単位費用を参考に見直しを行うこととし、平成20年度から保育料を6,100円に改定し、新たに入園料5,000円を徴収するための改正を行う」としています。

しかし、行財政改革の基本は支出を見直すことであり、ハコモノ行政をやめず、総合福祉会館に14億円、さらに今年度は4億6,000万円の文化財活用センターを計画するなど、どこが行財政改革、ハコモノ行政のツケをなぜ住民に押しつけるのかという憤りを感じます。

また、前回の保育園の保育料の値上げに続く今回の値上げは、若い夫婦の負担増となり、町の次世代育成支援行動計画の際のアンケートで、幼稚園、保育園の保育料が負担となっているというアンケート結果からも、町の少子化対策に逆行するもので、現在既に定数割れの斑鳩幼稚園の現状を見れば、新たな負担増は町立幼稚園の新たな定数割れを起こすだけです。

財源は、町の補助金、助成金の見直しで出来ることです。多額な支出を見直さずに焼け石に水のような値上げをするのではなく、莫大な公金を使う公共下水道等の高い落札率を下げる等本気で町の行財政改革をするよう要望し、私の反対意見といたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第42号 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

平成9年に、総務常任委員会は、その当時の総務常任委員の総意により、委員会集約としての審査結果を表明されました。その重要なものは、1つとして、保育料改正の基本的な考え方として、地方交付税（単位費用）に近づけるという手法に合理性がある。2つとして、平成9年度保育料改定後は3年ごとにその状況を判断して保育料の見直し額について検討することが望ましい。3つとして、斑鳩町立幼稚園の保育料の改定に当たっては、前各号によって対応されることとする前提として、総務常任委員会は、幼稚園の保育時間など保育内容を充実することを強く求めるとあります。

また、平成12年度の保育料改定、4,600円から5,700円への1,100円

アップの見直しの折にも、町立幼稚園への入園希望者の受け入れ態勢の改善を求める請願を受けて、幼稚園の運営改善を確認した後、当時の単位費用5,700円への改定を適切妥当な措置と考え了承されました。

この単位費用は、平成13年、入園料としては1万1,000円に、保育料としては平成16年に6,100円に改定されましたが、斑鳩町では入園料については徴収せず、また保育料については8年間据え置かれていたものであります。

国の地方交付税は、園児1人当たりにつき1年間6,100×12の7万3,200円と1万1,000円が差し引かれて交付されるため、現行保育料の差額と入園料が町の負担となっています。

町は、平成19年度、園児1人につき約50万円弱の税負担を負っています。

今回の保育料改定は、幼稚園に児童を通わせる保護者は受益負担が増しますが、広く斑鳩町すべての納税者の負担は軽減されます。もちろん園児が卒園した後の受益負担がなくなった保護者も、納税者としての負担が軽減されることとなります。

教育委員会は、平成18年度より3歳児から5歳児までの保育時間を試験的に統一し、この2年間園児の様子を観察した結果、平成20年度より保育時間の拡大をされるなど、保育内容の充実及び保護者の要望にもこたえられておられることを考え、月額5,700円から400円アップの6,100円への保育料改定、並びに入園料を徴収されている近隣7市町村の平均徴収額が5,014円であることから、5,000円の入園料の設定は妥当な措置であると理解いたします。

今後、さらなる幼稚園運営の一層の充実を図られますよう期待いたしまして、私の賛成意見といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、今回の保育料改定が現在就園中の園児の保育料に波及することの是非については、一議員としてさらに調査研究してまいりたいと考えております。理事者におかれても、同じく調査研究されることを要望いたしておきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第42号については、賛成多数

で可決いたされました。

続いて、議案第43号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第43号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第44号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第44号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第45号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第45号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第46号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第46号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第47号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第47号については、満場一致

で可決いたされました。

続いて、議案第48号 平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第48号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第49号 奈良県市町村会館管理組合の解散についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第49号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第50号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第50号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第51号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第51号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第52号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第52号については、満場一致

で可決いたされました。

続いて、議案第53号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第53号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第54号 斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第54号については、満場一致で可決いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第9号 奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書について、追加日程2、発議第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について、追加日程3、発議第11号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書について、追加日程4、発議第12号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について、追加日程5、発議第13号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程6、発議第14号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第9号から追加日程6、発議第14号までの6議案を日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第9号 奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書についてを議題といたします。



提出者の説明を求めます。12番、辻副委員長。

○厚生常任副委員長（辻 善次君） それでは、発議第9号について、委員長が本日欠席されておりますので、私の方から議案を説明させていただきます。

まず初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

発議第9号

奈良県で働く医師・看護師を具体的に

増やすための施策の実施を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出

厚生常任委員会

委員長 里 川 宜志子

意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

奈良県で働く医師・看護師を具体的に

増やすための施策の実施を求める意見書

奈良県の医師・看護師不足は深刻である。奈良県の看護数は、人口10万人あたり763.2人（全国平均897.7人・全国41位）と全国平均を大きく下回っています。また、奈良県の医師数は、人口10万人あたり196.7人（全国平均201人）、産科医については人口比で全国42位という状況である。この医師・看護師の不足は、昨年起きた妊婦が出産中に転送先の病院で死亡する事態や、救急受け入れ困難で妊婦が死産するという痛ましい事態の背景にもなっている。また、医師・看護師の不足による病院の閉鎖、病棟の縮小もおこっており、地域医療に深刻な影響が出ている。こうした危機的な状況を打開することは、県民の切実な要求である。医師・看護師の増員を求める意見書も県議会ははじめ、35もの市町村議会で採択されており、県民が安心して医療が受けられるように、国への働きかけはもちろん、県として下記のとおり、医師・看護師を増やすための施策、そのための財政保障を実現していただくよう要望するものである。

記

1. 奈良県の看護師不足について、必要な調査を行い、その原因の分析、対策を検討する検討会を早急に設置し、奈良県の看護師受給計画を見直すこと。
2. 静岡方式の導入など潜在看護師の再就業支援策の抜本的見直すこと。また、再就業ならびに離職予防のため、院内保育所の拡充を進めること。

3. 看護師修学資金制度を大学や公立看護学校も対象にするなど拡充すること。県立看護学校の専任教員数を8名とすること。

4. 奈良医大の医学部定数を10名（国の方針の5名増に加え、すでに国の要請で削減した5名の復活）増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第9号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第9号の可決により、陳情第4号については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2、発議第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番、辻副委員長。

○厚生常任副委員長（辻 善次君） それでは、発議第10号につきまして、先ほど申しましたように委員長が欠席されておりますので、私の方から提案説明をさせていただきます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

発議第10号

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出

厚生常任委員会

委員長 里 川 宜志子

意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

第166回通常国会において、「1. 医師・看護師など医療従事者の大幅に増員すること。2. 看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善すること。3. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど『看護職員確保法』等を改正すること。」の請願が採択された。

いま医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供出来ている」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「辞めたい」と思っているほどである。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、8割以上の勤務医が月3回は32時間連続勤務を行い、3割を超える医師が「過労死ラインの月80時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の6割以上が妊娠時の異常を経験し、5割以上の医師が職場を辞めたいと考えていることも明らかになった。

奈良県でも、医師・看護師の確保が困難なため、産科、小児科はじめ、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶たない。また「医師、看護師の確保がむずかしい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれている。県内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧される。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実で緊急な願いとなっている。

よって政府におかれては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望する。

#### 記

1. 国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改善すること
2. 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること。
3. 社会保障費の削減をやめ医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案

どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって発議第10号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第10号の可決により、陳情第5号については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3、発議第11号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番、辻副委員長。

○厚生常任副委員長(辻善次君) それでは、発議第11号について、私の方から提案説明させていただきます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

発議第11号

介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書について  
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出

厚生常任委員会

委員長 里川 宜志子

それでは、意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書

介護保険がスタートし、7年が経過した。必要な介護が受けられない、虚偽の指定申請及び人員基準違反など介護報酬の不正請求などの問題もおこっており、制度見直しの必要性も出ている。特に、介護の人員確保が進まず、深刻な人員不足によってサービスの質の低下、事業所の縮小・閉鎖という事態が広がっていることに対しては、早急に取り組まなければならない。

すでに社会保障審議会福祉部会が、介護・福祉分野での人出不足の問題を集中的に審議し、7月26日の部会で、国、地方公共団体、経営者の責務など「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を諮問している。案では、「福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事がかような少子高齢化社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応出来る質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活に関わる喫緊の課題である。」とし、経営者ら「関係団体、並びに国及び地方公共団体が十分な連携の下、この指針に基づき、それぞれ必要な措置を講じ、福祉・介護サービス分野において質の高い人材の確保に努めることが必要である。」としている。そして、「人材確保の方策」のトップには「労働環境の整備の推進等」をもってきて、賃金では国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること、（経営者には）事業収入の適切な配分、（国には）適切な水準の介護報酬等の設定を求めている。また、労働時間や職員配置についても指針が出されている。

「安・長・重」（賃金は安く、長時間労働、重労働）を揶揄される労働環境を改善し、職業としての魅力を高めなければさらに離職率は高くなり、介護職等を目指す人も少なくなり、国民は必要な介護等も受けられなくなる。待遇改善は「基本指針」でも明確に示されており、その実現を国、地方自治体、事業主が責任をもち、取り組まなければならない。

国、県におかれては、「基本指針」を実現するための介護報酬の改善をはじめ、そのための必要な財政措置など実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第11号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第11号の可決により、要請第3号については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程4、発議第12号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、提案説明をいたします。

発議第12号

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について  
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出

議会議員

飯 高 昭 二

宮 崎 和 彦

紀 良 治

浦 野 圭 司

意見書を朗読します。

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備をより一層推進することが必要不可欠である。

斑鳩町は、法隆寺周辺の仏教建造物が世界遺産に登録されており、歴史、文化、自然に配慮した道路整備を推進することとしている。

しかしながら、本町の道路整備の状況は依然として低く、幹線道路の整備として都市計画道路の整備促進を図っているところである。

また、歩行者や通行車両等安全確保の面でも道路整備が強く望まれている。これらの問題解決のため、今後も長期的に安定した財源を確保し、計画的に道路整備の促進を図る必要がある。

そこで、このような状況を改善するため、以下の事項について強く要望する。

一、受益負担という道路特定財源の趣旨に反することなく、道路整備のための安定的な財源を確保すること。

一、各地方で行われる道路整備が滞ることなく着実に進むよう、平成20年度以降も下

記を措置すること。

イ 道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること

ロ 地方道路整備臨時交付金制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

議員の皆さんのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第12号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書に関して、反対の立場から意見を申し上げます。

現在、無駄な公共事業への批判が高まっている中で、見直しが問題となっているものに道路特定財源があります。道路特定財源は、1953年に、国道、県道が改良されたものは約30%しかなかった、また舗装率は簡易なものを含め改良済み延長の15%にすぎないという時に、整備が急務だとしてつくられたものです。しかし、その状況は大きく変わっており、現在国道、県道の舗装率は96%を超えており、この制度をここまで続ける理由がなくなっています。

今、そうしたことから、道路特定財源を一般財源化することが検討されており、政府・与党が決定した道路特定財源の見直し案では、ガソリンに課税する揮発油税などに適用している暫定税率の10年間延長、道路特定財源の余剰分の一般財源化などを打ち出しています。しかし、10年間の道路整備費として59兆円を挙げており、現在国税・地方税が年間6兆円程度であることから、一般財源化するといっても、これは道路に目いっぱい使って余った分だけ一般財源化するという話であり、本来の一般財源化とは遠くかけ離れています。

今回、この意見書の要望項目の中に、「道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること」とありますが、今、一部の税を除き暫定税率が本来の2倍程度に設定されており、マスコミからも、規則で決められた税率に戻さず向こう10年間の道路整備計画の前提条件になっていると批判があります。

このように、道路特定財源は道路にしか使えない非常に硬直した仕組みになっており、

さらにはその必要性が以前ほど認められなくなっているのに、暫定税率の延長予算を使い切ることや、不要不急の道路建設にも使われているというのが実態であると考えています。

また、揮発油税は、もともと目的税ではなく、道路整備財源臨時措置法などで期限を限って特定財源にされただけで、期限が過ぎれば一般財源に戻す性格のものです。こうした本来の趣旨に沿って道路特定財源は、暫定税率を延長し硬直化するのではなく、一般財源化し、社会保障費や教育費なども含め地方自治体の裁量で自由に使えるようにし、その中から生活道路等の整備についても費用を捻出していくべきだと考えます。

以上の理由から、今回の道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書については反対であることを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について、賛成する立場から意見を申し上げます。

道路特定財源につきましては、昭和28年、道路整備の財源確保に関する臨時措置法という法律が創設され、その財源として揮発油税を充てることにされましたことに始まり、各税法においてそれぞれ本則税率が規定されているが、その後昭和49年以降、租税特別措置法により税率を嵩上げた暫定税率が適用されたものであります。

しかし、当該暫定税率を定めた関係法令が年度末に期限切れとなり、県や県下市町村の道路財源は大幅に減少することになります。しかしながら、本県の道路整備はまだおこなわれている中、現在道路の改善、安全性の向上や環境の改善、地域観光交通ネットワークの充実を目的とした京奈和自動車道の重要な道路整備が、住民参加のもと理解を得ながら慎重に進められ、一部活用が始まっている。今後、県全体の経済の活性化のための道路網の早期整備が必要不可欠であると考えます。そのためには、道路整備に必要な財源が必要であります。

当町においても、都市基盤の整備として、第3次総合計画において、都市計画道路等の幹線道路やその他の町道による道路網整備の推進を図っているところであります。とりわけ、法隆寺線や法隆寺駅周辺整備事業にも、道路特定財源を財源とする国庫補助を受けて実施されております。また、国の直轄であるいかるがパークウェイについても、



事業の進捗を図られているところであります。道路整備が大きくおこなわれております当町においては、これからも道路網の整備は急を要する重要問題であると認識しております。しかしながら、一方厳しい財政事情にある当町においては、一般財源への充実に限界があり、その財源の維持確保に危惧するものであります。このような制度であることを痛感しております。

したがいまして、私は、道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書に賛同するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって発議第12号については、賛成多数で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程5、発議第13号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、飯高副委員長。

○議会運営副委員長（飯高昭二君） 委員長が欠席されておりますので、私の方から提案をさせていただきます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

発議第13号

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年12月19日提出

議会運営委員会

委員長 里川 宜志子

資料の4枚目をご覧ください。要旨の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例（要旨）

任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われた場合、後任者の委員の任期の起

算日を任期満了の日の翌日に改めると共に、その他条文の整理を行うものです。

以上で提案をさせていただきます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第13号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、追加日程6、発議第14号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、飯高副委員長。

○議会運営副委員長（飯高昭二君） それでは、発議第14号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について提案説明をさせていただきます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

発議第14号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、斑鳩町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年12月19日提出

議会運営委員会

委員長 里川 宜志子

資料の4枚目をご覧ください。要旨の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（要旨）

地方自治法の一部改正により、委員会による議案提出が出来ることとなったことにより、議案提出に係る手続の規定を追加すると共に、その他条文の整理を行うものです。

以上で提案させていただきます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第14号については、満場一致

をもって可決いたされました。

次に、陳情第6号 公共下水道についての陳情書については、建設水道常任委員長報告どおりであります。

次に、陳情第7号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情についてをお諮りいたします。

本案については、厚生常任委員会で、難しい問題もあることから、今後研究を深めることとし、今回は不採択としたとの報告がされておりますが、不採択として取り扱うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって陳情第7号については、不採択とすることに決しました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査に

ついてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成19年第5回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日の開会から本日まで、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを含め21議案を提出させていただきましたが、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。今議会で議員皆様方から賜りましたご意見やご指摘に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

また、平成20年度予算の編成に向けては、財政状況はさらに厳しい状況ではございますが、議員皆様方からいただきましたご意見等を十分念頭に入れながら、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直し等を行い、職員共々町政発展に邁進してまいりたいと考えております。今後とも、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成19年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と厳しさを増す時期であります。議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上よい年をお迎えいただきますよう念じまして閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成19年第5回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時40分 閉会）